

市内の災害に備え **いま!**
地区を越えた力合わせを!!



災害復旧支援みき軽トラ隊 登録ご案内

- 〔実施主体〕 三木市社会福祉協議会
〔登録推進団体〕 三木市区長協議会連合会

軽トラ隊の必要性をこう考えています

災害発生時、三木市が開設する災害ボランティアセンターを三木市社会福祉協議会が運営する協定を締結しています。災害ボランティアセンターの役割は、被災者の家屋復旧を含めた生活支援をお手伝いいただくボランティアを募集し、被災者のニーズに応じたボランティアの調整を担うこととしています。

これまでの被災地においても災害ボランティアセンターが設置され、その役割りを果たすべき運営をされていますが、どの被災地においても次の3つが共通の課題でありました。

- ボランティアが使用するスコップや一輪車などの資機材を活動場所に運搬できる車両、人材不足。
- 避難所等に避難されている避難者に対する救援物資を届ける車両、人材不足。
- 災害ゴミが運搬できず家屋の復旧が進まない。

そこで、この課題を解決するため、軽トラックを所有されている方々に呼び掛け、車両と人の登録をしていただき、早期の災害復旧活動が開始できる体制の備えとして本取り組みを推進することといたしました。

最近の災害をみても、三木市もいつ大規模災害が発生してもおかしくありません。各地区をはじめ、各自治会では住民の生命を守るべく、防災訓練を積み重ね、体制を構築されておられます。しかし、災害復旧においてはだれもが被災者となるため、地区内での災害復旧体制までは難しい面もあります。

この軽トラ隊の取り組みが、地域間における復旧相互支援活動について考える切っ掛けになればと思います。

どうか、登録をいただきますようお願い申し上げます。

Q & A で登録から活動までのことをご説明

登録編Q & A もくじ

- Q 1 登録に必要な要件は何ですか
- Q 2 軽トラックのみの登録はできますか
- Q 3 登録に有効期限はありますか
- Q 4 登録すれば登録情報が公開されますか

活動編Q & A もくじ

- Q 5 どのような活動をするのですか
- Q 6 活動中に発生したケガや車両事故はどうなりますか
- Q 7 車両の使用料はどうなりますか
- Q 8 具体的な活動を学ぶ場はありますか
- Q 9 登録すれば必ず活動に参加しないといけませんか
- Q 1 0 活動時の飲食物はどうなりますか
- Q 1 1 活動は1人をするのですか
- Q 1 2 災害ボランティアセンター開設前後での活動はありますか。
また市外での活動依頼はありますか

Q 1 登録に必要な要件は何ですか

A

次の3つの要件があります。該当すれば登録ができます。
事業所での登録も可能です。

- 任意保険に加入していること。
- 軽トラック等を所有（車検証の名義人）者、または、所有者の同意があり、任意保険の対象となる方。
※活動当日、登録した方と異なる方が運転されても、上記の要件を満たしていれば大丈夫です。
- 災害が発生した際にボランティア活動を自主的に参画する意思のある方。

Q2 軽トラックのみの登録はできますか

A 出来ません。
軽トラックと所有者等のセットで登録をお願いします。

三木市災害ボランティアセンターにおいて、車両管理をはじめ、運転手の確保ができません。

Q3 登録に有効期限はありますか

A 登録期間は1年度とし、更新方式としています。

登録日から、その年度の3月31日までの登録となります。
2月に登録された方に登録更新のお願い文書を郵送で送付させていただきます。



Q4 登録すれば登録情報が公開されますか

A 情報は開示されません。

災害ボランティアセンターのみが活用する情報なので公開いたしません。
情報においては、三木市社会福祉協議会の個人情報保護規程により管理、活用いたします。

Q5 どのような活動をするのですか

A

三木市災害ボランティアセンター内に軽トラ隊を編成し活動を展開します。

《具体的な活動》

主に、次の3つの内容が活動となります。

- ①災害支援ボランティアが使用する資機材を活動する場所までの運搬と活動終了後の撤収
- ②三木市災害対策本部からの要請に基づき救援物資を各避難所に運搬
- ③被災家屋の災害ゴミの処理運搬



Q6 活動中に発生したケガや車両事故はどうなりますか

A

三木市社会福祉協議会が負担加入するボランティア保険で対応しますが、車両事故においてはご自身の保険で対応をお願いいたします。

《ご自身のケガと賠償について》

※登録時に三木市社会福祉協議会が掛金負担し加入するボランティア保険の給付枠内で対応いたします。

※事故には活動中に他の方にケガを負わせた場合と、他人の物を壊した場合の損害賠償も対応しています。

《車両の事故について》

車両事故の場合、「刑事上の責任」「行政上の責任」「民事上の責任」の3つの責任事項があります。それぞれ、運転手の責任で対応していただくことになります。

Q7 車両の使用料はどうなりますか

A 使用料の支払いはありません。
ただし、活動に要した燃料代を三木市社会福祉協議会がお支払いいたします。

当日の活動終了時に「活動報告書」を作成いただきます。その記載の中に走行した距離を記入する欄があり、その実走に応じた燃料代を当日、現金でお支払いいたします。万一、高速道路、有料駐車場を使用した場合、「活動報告書」と一緒に領収証を添付してください。この場合も当日、現金でお支払いいたします。

Q8 具体的な活動を学ぶ場はありますか

A 年に数回、研修の企画をいたしますので、いずれか1回は参加してください。

研修は年に数回を考えています。例えば
※三木市災害ボランティアセンター運営訓練
※地区が主催する防災訓練への参加
※市防災訓練への参加
など

Q9 登録すれば必ず活動に参加しないといけませんか

A 必ず活動しなければいけないという“登録”ではありません。活動できる日、時間帯でご協力ください。

登録された皆さんに、三木市災害ボランティアセンターより電話等で連絡いたします。その際に協力いただける日時を相談させていただきます。
ただし、出来る限りお約束した日時においては活動をお願いいたします。

Q10 活動時の飲食物はどうなりますか

A

飲料水のみ提供いたします。それ以外（昼食など）はご自身で用意をお願いいたします。

飲料水は、災害ボランティアセンターで準備しています。自由にお飲みください。

Q11 活動は1人でするのですか

A

運搬する内容によって異なります。積み下ろしに1人では対応できないときは同乗協力者を災害ボランティアセンターが手配いたします。

《こんな場合も対応します》

※登録者が親族等の方と一緒に活動するため2人で来られた場合、ボランティア保険の加入手続きを行いますので必ず申し出てください。
保険加入掛金は社会福祉協議会が負担します。

Q12 災害ボランティアセンター開設前後での活動はありますか。また市外での活動依頼はありますか

A

あります。特に、災害ボランティアセンターが閉所後、被災者の生活支援でお願いすることが想定されます。

なお、市外災害対応においては、被災地の状況に応じ、一般公募しますので、みき軽トラ隊の活動外としています。

【県内被災地支援】

県内の被災地からの要請で可能な範囲で登録者の皆さんと相談しながら対応することとしています。

その際、協力者の調整が出来なかった場合は、支援が出来ない旨連絡いたします。

特に、被災者が避難所から仮設住宅に引っ越しする場合の依頼が多いと想定されます。



問い合わせ・申込先

三木市社会福祉協議会 ボランティア活動プラザみき

(所在地) 〒673-0403 三木市末広1丁目6-46 (市立市民活動センター内)

(電話) 0794-83-0090